

事務連絡
令和4年3月25日

各都道府県 障害保険福祉担当主管部（局）御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

「福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金に関するQ&A（Vol. 3）
（令和4年3月25日）」の送付について

平素より、障害福祉行政の推進につきまして、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

「福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金に関するQ&A（Vol. 3）（令和4年3月25日）」を送付いたしますので、貴県におかれましては、御了知の上、管下事業所等への周知を徹底し、その取扱いに当たっては遺漏なきよう、よろしくお願ひ申し上げます。

問1 前年度に通常よりも多く賞与を支払った等の理由により、前年度の賃金の総額（基準額）が例年よりも高くなり、本交付金による賃金改善を行っても前年度からの賃金の増加額が交付金の額を上回らない場合、本交付金の申請はできないのか。

（答）

前年度の賃金の総額については、令和3年2月から9月までの8か月間の賃金の総額を記載することとしているが、これにより難い合理的な理由がある場合には、他の適切な方法により前年度の賃金の総額を推定することとしている。

また、福祉・介護職員処遇改善加算等においては、独自の賃金改善の具体的な取組内容と算定根拠を記載することで、前年度の福祉・介護職員の賃金の総額から独自の賃金改善額を控除することを可能としている。

そのため、前年度に通常よりも多く賞与を支払っていた等の理由により、前年度の賃金の総額（基準額）が例年よりも高くなり、前年度からの賃金の増加額が交付金の額を上回らなかった場合、処遇改善加算等の計画書を本交付金の計画書とあわせて提出することで、処遇改善加算等において控除された独自の賃金改善額や、その取組内容及び算定根拠を明らかにすることにより、本交付金における基準額についても、処遇改善加算等の計画書における独自の賃金改善額と同額を控除して推定することが可能である。

問2 休止していた事業所が令和4年2月から9月の間に再開した場合、本交付金を申請することは可能か。

（答）

新規開設事業所と同様に（福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金に関するQ&A（令和4年2月2日）問20参照）、要件を満たす場合には本交付金の対象となる。

なお、休止前に本交付金を受けていた場合は、休止前と再開後それぞれの期間について計画書及び実績報告書の提出が必要であり、事業所が休止する場合の取扱いについては「福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金に関するQ&A（令和4年2月2日）」問22も参照されたい。

問3 都道府県の圏域を超えて所在する複数の障害福祉サービス事業所等を有する障害福祉サービス事業所等が、法人で一括して処遇改善臨時特例交付金計画書及び処遇改善臨時特例交付金実績報告書を作成する際、当該都道府県ごとに別個の計画書等を作成し提出することが必要か。

(答)

処遇改善加算等の計画書及び実績報告書の作成を法人単位で行う場合、

- ・ 法人において処遇改善加算等により賃金改善を行った総額が、法人における処遇改善加算等による収入額を上回ることが必要であるが、
 - ・ 提出先の都道府県ごとに処遇改善計画書等を書き分けることまでは不要であり、指定権者をまたぐ複数事業所について、法人単位で一括して処遇改善計画書を作成することは可能であるが、
- この取扱いについては、本交付金においても同様とする。

なお、交付金を取得する事業所は、交付金別紙様式2-2の「交付金取得予定」欄に「○」を記入し、各都道府県から、当該欄に「○」が記入され、かつ、「事業所の所在地」欄に自都道府県の名称が記載された事業所について交付金の支払い等が行われる。

<参考>

平成24年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A(平成24年8月31日)
問22

問4 A法人の運営するX事業所が、法人の吸収合併等により、B法人が令和4年4月1日から運営することになった場合の2・3月からの賃上げに係る要件の取扱いについて、A法人が運営していた期間についても交付金の対象とすることは可能か。

(答)

事業所を運営する法人が吸収合併等を行う場合の2・3月からの賃上げに係る要件の取扱いについては、事業所の職員に変更がない等、吸収合併等の前後で事業所が実質的に継続して運営されると都道府県において認める場合、以下の取扱いにより、その前後において、それぞれ交付金の対象とすることが可能である。

- ・ X事業所について、A法人の処遇改善計画書には2・3月分を、B法人の処遇改善計画書には4～9月分の計画を記入する。実績報告書についても同様の取扱いとする。

問5 A法人の運営するX事業所を別のサービスに変更した場合の取扱いについて、変更前の期間についても交付金の対象とすることは可能か。

(答)

事業所の職員に変更がない等、サービス変更の前後で事業所が実質的に継続して運営されると都道府県において認める場合、交付金の対象とすることが可能。なお、処遇改善計画書及び実績報告書の個表には、それぞれの事業について期間を分けて2行分記載すること。

<参考：記入例（交付金別紙様式2-2）>

交付金取得予定	障害福祉サービス等 事業所番号	指定事業者名	事業所の所在地		事業所名	サービス名	算定する福祉・介護職員 処遇改善加算の区分 【1-1:本人等 本人以外 事業所は交付 金受取者 受取者中心】	一月あたり 障害福祉 サービス等 報酬総額 【円】 【経過改善加 算及び特例 処遇の加算 を含みます】	交付率 【%】	交付対象月(h)	福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金				
			都道府県	市区町村							合計を(h)に表す	①福祉・介護職員 処遇改善臨時 特例交付金の見 込額 【円】(f×g×h)	②福祉・介護 職員の賃金 改善額【円】	③ベースアップ 等による 賃金改善 額【円】	④その他職種 による 賃金改善 額【円】
1	01234567890	〇〇市	〇〇県	〇〇市	〇〇ケアサービス	居宅介護	加算1	2,000,000	3.6%	令和4年2月-令和4年3月(2ヶ月)	144,000	108,000	84,400	34,000	28,800
2	02345678901	〇〇市	〇〇県	〇〇市	〇〇ケアサービス	同行支援	加算1	2,000,000	3.6%	令和4年4月-令和4年9月(6ヶ月)	432,000	324,000	259,200	108,000	84,400